

# 令和6年度 藤枝市商店街魅力アップ応援事業 募集要領

## 市民活動団体等用

**【募集期間】令和6年度 通年募集**

**(予算がなくなり次第終了となります)**

藤枝市では、市民活動団体等が実施する商店街を舞台に誘客促進を図り商店街の魅力を引き出す事業に対し、「藤枝市商店街魅力アップ応援事業費補助金」により支援します。

この補助金は、商店街を舞台に地域住民などのニーズを捉えて実施する取り組みを支援するもので、商店街での集客力を高める取組を支援することで、地域に必要とされる商店街づくりを応援するものです。

### 問い合わせ先

藤枝市 産業振興部 商店街活性化推進室

〒426-0026 藤枝市岡出山2-15-25

TEL：643-5250（直通）

FAX：631-9082

●こんな事業が考えられます！

▽商店街独自の「オリジナル逸品」の作成や販売事業

▽商店街独自の紹介マップの作成

▽地域住民や各種団体参加型の商店街が前面に出たイベントの展開

▽商店街コミュニティ紙の作成

▽空き店舗を活用した交流スペースによる継続的なイベント実施

▽空き店舗を利用した地域住民向けの商店主による各種講座開催

▽空き店舗を利用したコミュニティカフェの開設

▽商店街と中山間地とのネットワークによる産直フリーマーケットの実施

▽学生や市民活動団体等との連携による来街者をサポートする街のイメージアップ隊

▽商店街の店舗が参加するスタンプラリーの実施

▽商店街が品物を揃えて様々な施設に出向く出張販売

▽地域の高齢者などを集めて実施する商店街買い物ツアーの開催

▽商店街を舞台とした市民活動団体等によるアート、文化イベントの実施

など

## ●補助金額

20万円以内

## ●補助率

補助対象経費の2分の1以内

## ●補助対象となる団体及び個人

- ・藤枝市内の商店街の店舗の連合体
- ・市民活動団体（特定非営利活動法人含む）
- ・民間事業者

## ●補助対象となる事業（以下のいずれにも当てはまる事業とします）

□商店街を舞台に誘客促進を図る取組により商店街の魅力を引き出す事業であること

□政治活動、宗教活動、特定の公職者（候補者含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、  
若しくは反対する活動、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動をしない  
事業であること。

□申請年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に実施し完了する事業である  
こと。

※原則として、本事業以外の本市の他の補助金を活用する事業は対象になりません。

## ●補助対象となる期間

令和6年4月1日から、令和7年3月31日までの期間に実施される事業が対象とな  
ります。

ただし、補助金の交付決定日までに完了する事業は対象なりません。

## ●補助対象となる経費

事業を実施するために必要とする経費として、広告宣伝費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、役務費、備品費、謝金、会場使用料、借料・損料、委託費、景品購入費を対象とします。対象経費は、領収書等により、事業の実施団体が支払ったことを確認できることが必要です。

補助対象経費区分	補助対象となる経費の例
広告宣伝費	チラシ等の折込みや雑誌広告などの広告費用等
印刷製本費	ポスター等の作成費用や外部業者への印刷代等
消耗品費	用紙代、事務用品等の費用 (景品や記念品等に係る経費は景品購入費で対応)
通信運搬費	荷物運搬費や電話、インターネット料金、切手・はがき代等
役務費	アルバイト代や警備員配置に係る経費等
備品費	事業実施に必要不可欠な備品で、管理責任を明確にしたもの。原則としてリースで対応することとし、リースよりも購入する方が費用対効果等の観点から有利であると認められるとともに、補助終了後も確実な利用見込みを有するものに限り、購入を補助対象とすることができます。
謝金	外部講師等の個人やイベント出演者などに対して支払われる金銭
会場使用料	空き店舗や集会場等を一時的に借りる場合の使用料
借料・損料	物品・器具等を借り上げる費用、又は新規に通年で活用する空き店舗の賃料として支払われる家賃費用
委託費	委託として支払われる費用で、事業の遂行に係る事務、企画、運営等事業の中心となる部分を委託する事業でないこと。
景品購入費	事業実施に際して参加者等に提供するために必要な景品で、藤枝セレクション等の市内産品を購入した場合に限り、購入を補助対象とすることができます

## ●応募方法

次の書類に必要事項を記入の上、直接下記提出先に提出して下さい。

※原則として、同じ団体が複数の事業で応募することはできません。

### 【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 資金状況調べ（概算払を希望する場合）（第4号様式）
- (5) 地域の商店街の推薦書（第5号様式）
- (6) 団体等の会員名簿または役員名簿
- (7) 団体等の定款、規約等
- (8) その他市長が必要と認める書類

## ●募集期間

令和6年度通年募集（予算がなくなり次第終了）

## ●提出先

藤枝市役所 南館（産業振興センター）2階 商店街活性化推進室

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝を除く）

上記時間内にお越しいただけない方は、事前にご相談下さい。

※メールでの提出可（[sho-kan@city.fujieda.shizuoka.jp](mailto:sho-kan@city.fujieda.shizuoka.jp)）

## ●補助対象事業と補助金額の決定

対象事業及び補助金額については、審査した上で決定します。

※補助金額は、要望額より減額される場合があります。

## ●採択結果の通知

結果は、応募団体に補助金交付決定通知（第6号様式）でお知らせします。

## ●事業終了後の手続

事業終了後、藤枝市商店街魅力アップ応援事業費補助金交付要綱に基づき、10日以内に事業の内容・成果等が分かる実績報告書と収支決算書（領収書の写しを添付）を提出して下さい。

## 事業終了後の精算について

ご提出いただいた実績報告書に基づいて補助金額が確定されます。その金額が交付決定通知の補助金額より少なく、概算払いを受けている場合は、その差額を速やかに返還していただくことになります。

提出書類の書き方など、ご不明な点がある場合には  
お早めに商店街活性化推進室までご相談下さい。